

組合員の「さらなる収入の向上」実現に向けて、**最大限の成果を勝ち取ろう!**

～「営業支援策の充実」「賃金改善」の「統一要求基準」を決定～

ユニオンネット697号(12月15日発行)でご紹介した通り、生保労連では、第420回労使協議会で2025春闘における「基本スタンス」を申し入れた後、具体的な要求内容を検討し、第58回中央委員会で総合生活改善闘争・春季方針における「営業支援策の充実」「賃金改善」の「統一要求基準」を決定しました。今号では、その考え方や内容についてご紹介します。



営業職員関係



▲谷口営業職員委員長

営業職員が募集活動を中心とした活動量を確保し、生産性を高められる環境を整備することで、営業活動に専心して取り組めるよう、「営業支援策の充実」と「賃金改善」による「実質的な収入の向上」に取り組んでいきます。

要求策定(賃金改善)にあたっての考え方(抜粋)

要求根拠その①

- 人口減少等により引き続き生保市場そのものが厳しい状況にある中、営業職員の生産性が未だ回復しきれていない実態を踏まえ、営業職員体制の存続・発展に向けて、営業職員の仕事や処遇の魅力向上をはかる観点から、実質的な収入の向上につながる積極的な賃金改善を求めることとした。

要求根拠その②

- 地域社会への一層の貢献活動や、ベストアドバイザー活動を推進するにあたっての各種教育・研修機会も増加していること等、コンサルティング活動やお客さまサービス活動にかかる労力が一層増している実態を踏まえ、営業職員のベストアドバイザー活動を支える観点からも、実質的な収入の向上につながる積極的な賃金改善を求めることとした。

※ベストアドバイザー活動とは、「コンサルティング活動」「お客さまサービス活動」「コンプライアンス意識に基づく活動」の総称

統一要求基準(一部省略)

【営業支援策の充実】

厳しい募集環境の下、実質的な収入の向上をはかるべく、営業支援策の充実を最重要課題として最大限の取組みを行う。

各組合は、生保労連の「営業支援策取組み指針」を参考として、これまでに導入された営業支援策の実効性・利便性向上を中心に、創意工夫をもった要求を行う。

【賃金改善】

1. 月例給与

「実質的な収入の向上」をめざし、諸規定の改善、施策の確保・充実等について最大限効果的な取組みを行う。

2. 臨時給与

各組合は主体性を発揮する中で、「現行水準の確保・向上」をめざして取り組む。

内勤職員関係



▲阪本内勤職員委員長

社会全体で賃上げの流れが加速する中、積極的な「賃金改善」に取り組むため、「統一要求基準」として「月例給与」と「年間総収入」ベースでの引上げ率の目安を掲げ、「年間総収入の向上」に取り組んでいきます。

要求策定にあたっての考え方(抜粋)

- 消費者物価の上昇が、引き続き組合員の生活や活動に大きな影響を与えている。
- 2023年度の新契約年換算保険料(個人保険)は、コロナ禍前を大きく上回る水準で推移しており、基礎利益も平年ベースに戻りつつある。
- 労働界では、連合が5%以上の賃上げをめざすとの方向性が示されている。
- 生保産業が加速する賃上げの流れを牽引するよう取り組んでいくことが、他産業に対する優位性を確保する上で必要不可欠であることから、月例給与では連合と同水準の引上げ率を目安として掲げるとともに、年間総収入ベースでの目安も示すこととした。
- 「人への投資」を継続し、それを通じて、「生産性向上」の好循環を実現していく必要がある。組合員が安心して暮らし・働き続けられるよう、また、モチベーションや働きがいのさらなる向上をはかるため、創意工夫をもって賃金改善に最大限取り組む。

統一要求基準(一部省略)

- 諸情勢や組合員の期待・納得感等を総合的に判断し、「組合員の生活の安定・向上」および「人への投資」を通じたモチベーション・働きがいの向上、さらには「個人消費の拡大・下支えを通じた『経済の好循環実現』」をはかる観点から、創意工夫をもって「年間総収入の向上」に取り組む。
- 以下の考え方に基づき、各組合はそれぞれの課題認識に応じた最大限の取組みを行う。

年間総収入の向上

<目安>「年間総収入で3%程度」を目安とする。

月例給与・臨時給与の双方もしくはいずれかにおいて取り組む。

○月例給与

「現行水準の確保・向上」をはかる。

<目安>「5%以上」を目安とする。

○臨時給与

「現行水準の確保・向上」をはかる。

※可能な限り月例給与で取り組む。

○年収制

「年間総収入の向上」をはかる。



◀2025春闘「春季方針」の詳細内容は、生保労連のホームページでご確認ください!

